あきる野市男女共同参画計画

第４次　あきる野

男女共同参画プラン

推進状況報告書

（令和元年度）

令和３年３月

あ　き　る　野　市

目　　次

１　第４次　あきる野　男女共同参画プランについて　・・・・・・・・・・・　１
（１）計画の目的
（２）あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿
（３）計画の基本理念
（４）重点課題
（５）計画の体系

２　進捗状況報告書の構成について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（１）あきる野市における男女共同参画の推進状況
（２）進捗状況に対する担当課の評価
（３）あきる野市男女共同参画推進市民会議による評価

３　あきる野市における男女共同参画の推進状況について　・・・・・・・・・　７
（１）市民アンケート調査結果について
（２）各種委員会等における女性の参画率について
（３）あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率

４　進捗状況に対する担当課の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
基本目標Ⅰ　人権尊重意識の高揚と人権擁護　・・・・・・・・・・・・・・・　２１
課題１　配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進　・・・・　２１
施策１　配偶者等からの暴力などの根絶　・・・・・・・・・・・・・・・　２１
施策２　配偶者等からの暴力などによる被害者の保護　・・・・・・・・　２３
施策３　ハラスメント防止のための啓発　・・・・・・・・・・・・・・・　２５
課題２　男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進　・・・・・・・・・　２７
施策１　男女共同参画に係る意識啓発の推進　・・・・・・・・・・・・・　２７
施策２　男女平等教育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
課題３　生涯を通じた健康支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
施策１　性差に応じた健康支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
施策２　母性保護と母子保健の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
基本目標Ⅱ　働きやすい職場づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
課題１　職場における女性の活躍推進に関する施策の推進　・・・・・・　３５
施策１　男女の雇用機会と待遇の均等確保　・・・・・・・・・・・・・・　３５
施策２　女性の能力発揮と職業能力開発の支援　・・・・・・・・・・・　３９
課題２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進　・・・　４１
施策１　ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発　・・・・・・・　４１
施策２　子育て支援及び介護支援による家庭生活との両立　・・・・・　４３

基本目標Ⅲ　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進　・・・・・・・・　５０
課題１　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進　・・・・・・・・・　５０
施策１　あらゆる分野での女性の参画拡大　・・・・・・・・・・・・・・　５０
基本目標Ⅳ　計画の確実な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
課題１　推進体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
施策１　重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化　・・・・・・・　５２
施策２　市民との連携・共同体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・　５３

５　進捗状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による評価　・・　５５

１　第４次 あきる野　男女共同参画プランについて

（１）計画の目的

第４次あきる野男女共同参画プラン（以下「第４次プラン」という。）は、すべての人が、性別にとらわれることなく、その個性や能力が十分に発揮され、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画でき、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性のある施策の推進を図っていくことを目的としています。

（２）あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿

平成２８年度に実施した市民アンケート調査などによると、あきる野市においては、未だ様々な場面で男女共同参画が実現していない状況があります。このことから、男女共同参画に対する意識を醸成し、すべての人が性別にとらわれることなくあらゆる分野に参画し、自分らしくいきいきと生活できる社会を目指します。

あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿は次のとおりです。

男女が社会の対等な構成員として

○　性別による差別や偏見がなく、それぞれの個性や能力が充分に発揮できる社会

○　配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス※1）や子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者に対しての虐待及び性犯罪等の人権侵害行為を根絶し、互いの人権が尊重される社会

○　固定的な性別役割分担や慣行にとらわれずに、自らの意思により様々な活動に参画できる社会

○　家事や育児、介護等の家庭内での役割について、家族が互いに責任を分かち合い、各々が自分らしい生き方を選択できる社会

○　仕事や家庭生活、地域活動などについて、自らが希望するバランスで取り組むことができる社会

○　政策や方針決定の場を始め、あらゆる分野に対等の立場で参画でき、多様な意見が反映される社会

※1 殴る・蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、大声でどなる・無視をするなどの精神的な暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。また、婚姻関係にあるひとだけでなく、同棲相手・交際相手・元配偶者からの暴力、女性から男性への暴力も対象となる。

（３）計画の基本理念

日本国憲法の基本的人権は「個人の尊重」「両性の本質的平等」「法の下に平等」を理念として、あらゆる差別を禁止し、「侵すことのできない永久の権利」であるとしています。また、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）は「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の５つの基本理念の下、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成を総合的・計画的に推進することを目指しています。

あきる野市では、これらを基に「あきる野市男女共同参画計画の基本理念」を次のとおりとします。

ア　男女の人権の尊重

すべての人の人権が尊重され、自らの個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できること

イ　男女の仕事と家庭・地域生活の両立

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られ、男女が共に仕事と家庭・地域生活を両立できること

ウ　政策・方針・決定過程への男女共同参画

あらゆる分野において、その性別に関わらず、男女が対等な立場で市の政策等に参画できること

（４）重点課題

第４次プランでは、次の７点を重点課題としています。

ア　配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、許されるものではありません。また、個人の尊厳を傷つけるばかりではなく男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

このため、市は第４次プランに掲げる配偶者等からの暴力の防止などに関する施策の分野を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市の「配偶者暴力対策基本計画」として位置付け、取組を推進していきます。

イ　男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進

基本法に掲げる男女共同参画社会を実現させるには、子どものころからの人権教育等が重要です。男性も女性も社会の対等な構成員として、自ら

の意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するには、それを可能とする教育・学習機会が必要です。

このため、学校、家庭、地域など様々な機会を捉え、意識啓発等の取組を推進していきます。

ウ　生涯を通じた健康支援

男女が互いにその身体的性差を理解し合い、思いやりを持って生活を送ることは大切なことです。特に女性は妊娠出産を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※2の視点が特に重要です。このことから、健康に関する情報提供や意識啓発、相談体制の整備などの取組を推進していきます。

エ　職場における女性の活躍推進に関する施策の推進

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。

このため、第４次プランに掲げる職場における女性の活躍に関する施策の分野を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本市の「女性活躍推進計画」とし、取組を推進していきます。

オ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、日々の生活を充実したものとしていくためには、男女が共に多様な働き方や生き方を選択できる社会を築いていく必要があります。

このため、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るとともに、育児や介護支援等の取組を推進しています。

カ　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の参画が不可欠です。

市においても、様々な意見を市政に反映できるよう、指導的地位への女性の登用や政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

※2　リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、平成６（1994）年の国際人口/開発会議の「行動計画」によって提唱され、平成７（1995）年の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「女性の人権」として位置づけられた。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営み、生殖能力をもち、妊娠出産に関する自己決定権をもつことを意味する。リプロダクティブ・ライツとは、こうした「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」であり、「すべてのカップルと個人が 自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利」とされている。（カイロ国際人口開発会議（1994 年）「行動計画　第７章　リプロダクティブライツとリプロダクティブヘルス」）

キ　推進体制の整備

本計画を確実に推進するため、ＰＤＣＡサイクル[※3]による推進管理が重要であるとともに、推進状況を明確にするため、ＫＰＩ[※4]の設定も必要です。

また、第三者からの評価も重要であることから、男女共同参画推進市民会議との協働により、事業の推進に取り組みます。

※3 PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

※4 Key Performance Indicator の略。施策ごとの達成すべき成果目標を定量的に示す指標のこと。

（５）計画の体系

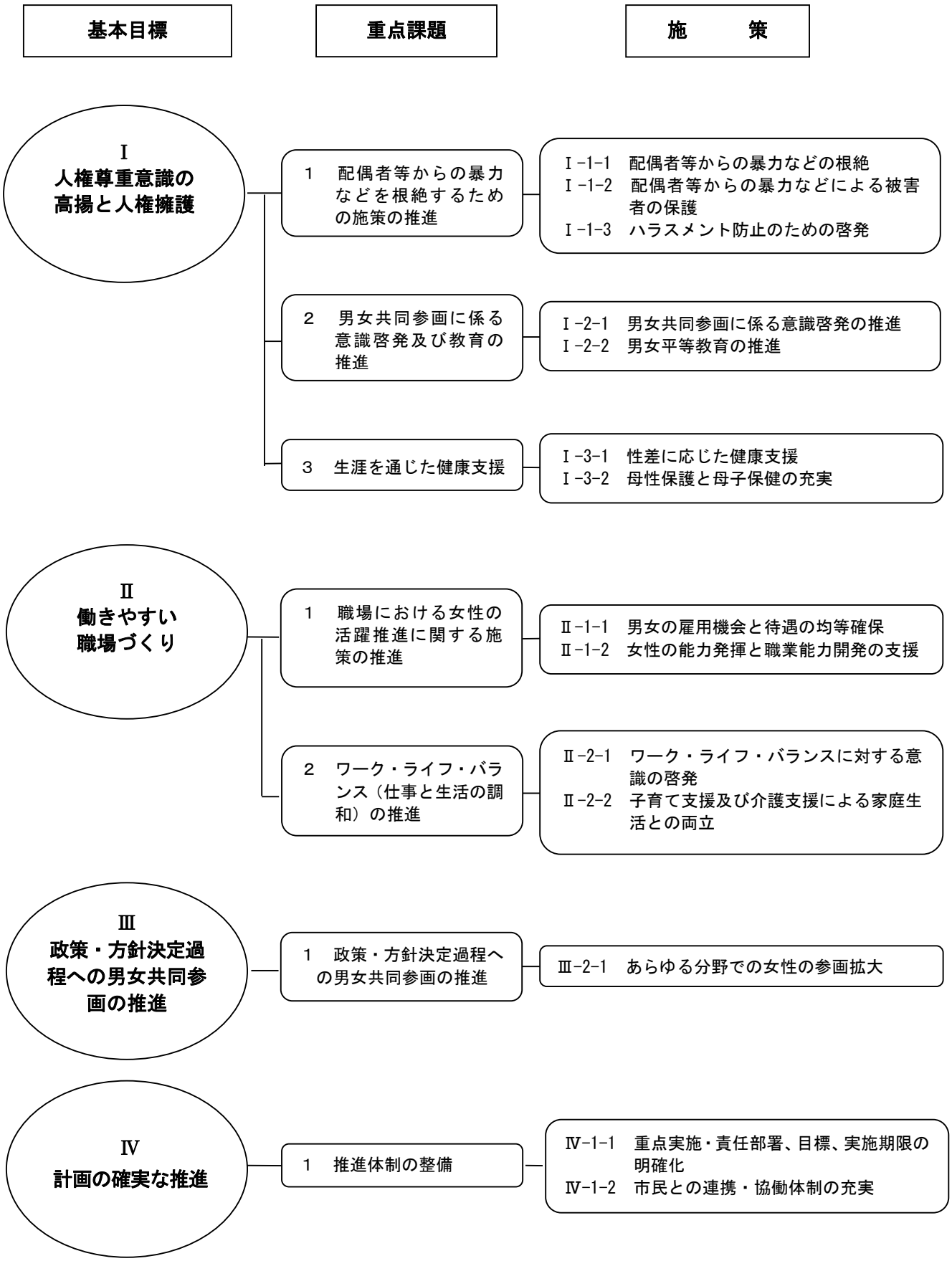
基本目標
重点課題
施　　策
Ⅰ
人権尊重意識の高揚と人権擁護
１　配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進
Ⅰ-1-1　配偶者等からの暴力などの根絶
Ⅰ-1-2　配偶者等からの暴力などによる被害者の保護
Ⅰ-1-3　ハラスメント防止のための啓発
２　男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進
Ⅰ-2-1　男女共同参画に係る意識啓発の推進
Ⅰ-2-2　男女平等教育の推進
３　生涯を通じた健康支援
Ⅰ-3-1　性差に応じた健康支援
Ⅰ-3-2　母性保護と母子保健の充実
Ⅱ
働きやすい職場づくり
１　職場における女性の活躍推進に関する施策の推進
Ⅱ-1-1　男女の雇用機会と待遇の均等確保
Ⅱ-1-2　女性の能力発揮と職業能力開発の支援
２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
Ⅱ-2-1　ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発
Ⅱ-2-2　子育て支援及び介護支援による家庭生活との両立
Ⅲ
政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
１　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
Ⅲ-2-1　あらゆる分野での女性の参画拡大
Ⅳ
計画の確実な推進
１　推進体制の整備
Ⅳ-1-1　重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化
Ⅳ-1-2　市民との連携・協働体制の充実

２　進捗状況報告書の構成について

（１）あきる野市における男女共同参画の推進状況

第４次プランでは、あきる野市における男女共同参画社会の実現に向けて、複数の数値目標を掲げています。

この数値目標の基となる市民アンケートや、その他調査結果について次のページ以降に掲載するとともに、市における男女共同参画の推進状況について整理しました。

（２）進捗状況に対する担当課の評価

本報告書の作成に当たり、各事業の担当課に次のとおり調査を行いました。

ア　調査内容

令和元（平成３１）年度実績及び評価並びに令和２年度の方向性及び予定

イ　調査期間　令和２年７月３日から８月３日まで

ウ　評価方法

担当課は、課題達成に向けた施策の各事業に対し、次の基準に則って自己評価を行いました。

【　事業実施に係る評価基準　】

Ａ：課題解決のための施策に対する事業を十分に実施できた。

Ｂ：課題解決のための施策に対する事業はおおむね実施できた。

Ｃ：課題解決にはさらに工夫や改善が必要。

Ｄ：未実施

【　男女共同参画の視点からの評価基準　】

Ａ：大きな効果があった。

Ｂ：効果があった。

Ｃ：あまり効果がなかった。

Ｄ：まったく効果がなかった。

（３）あきる野市男女共同参画推進市民会議による評価

あきる野市男女共同参画推進市民会議において、各課題に対し、総合的に評価しました。

【　総合評価基準　】

Ａ：施策に対する事業を十分に実施できている。

Ｂ：施策に対する事業はおおむね実施できている。

Ｃ：課題解決に工夫や改善が必要と思われる。

Ｄ：その他、施策の見直し等の必要がある。

３　あきる野市における男女共同参画の推進状況について

（１）市民アンケート調査

ア　市民アンケート調査の概要

市では、市民の皆様が市で行っている事務や事業にどの程度満足されているか、また、何を重要と感じているかなどを把握し、皆様の考えや意向を市政に反映させることにより、今後の市政運営に資することを目的として、隔年で市民アンケート調査を実施しています。

（ア）調査地域

あきる野市全域

（イ）調査対象

あきる野市在住の満１８歳以上の市民２，５００人

平成２８年度　有効回収数　９２５通、有効回収率　３７．０％
平成３０年度　有効回収数　８３２通、有効回収率　３３．３％
令和２年度　有効回収数　１，００９通、有効回収率　４０．４％

（ウ）調査期間

平成２８年度　平成２８年９月９日から９月２６日まで
平成３０年度　平成３０年８月２３日から９月１４日まで
令和２年度　令和２年１１月２０日から１２月１８日まで

イ　市民アンケート調査結果

男女共同参画を含む、市が実施している４０の施策について、それぞれの満足度と重要度を５段階で評価する「問１　施策の満足度・重要度について」、男女共同参画に係る意識を問う「問１２　男女共同参画に関する意識について」「問１３　次のような場面で女性と男性が平等になっていると思うか」「問１４『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について、どう思うか」及び「問１５　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉をご存じですか」について、平成２８年度市民アンケート、平成３０年度市民アンケート及び令和２年度市民アンケートの集計結果を比較すると、次のような結果となりました。

その他調査結果の詳細は、市ホームページ（http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000002913.html）をご確認ください。

（ア）施策の満足度・重要度について（問１）

◯「男女共同参画社会の実現」に係る施策の満足度

年度	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満	わからない	無回答
R2	1.1 %	3.5 %	48.2%	4.7 %	1.9 %	38.9 %	1.9 %
H30	0.4 %	2.6 %	50.4%	5.5 %	1.6 %	38.3 %	1.2 %
H28	0.6 %	3.8 %	49.6%	5.1 %	1.5 %	35.5 %	3.9 %
増減	0.7 pt	0.9 pt	△ 2.2pt	△ 0.8 pt	0.3 pt	0.6 pt	0.7 pt

◯「男女共同参画社会の実現」に係る施策の重要度

年度	重要	まあ重要	普通	あまり重要でない	重要でない	わからない	無回答
R2	13.2 %	18.5 %	40.9 %	6.1 %	3.1 %	15.7 %	2.5 %
H30	15.7 %	19.6 %	44.5 %	4.0 %	1.7 %	12.6 %	1.9 %
H28	9.8 %	14.5 %	47.1 %	7.0 %	2.6 %	13.1 %	5.8 %
増減	△ 2.5 pt	△ 1.1 pt	△ 3.6 pt	2.1 pt	1.4 pt	3.1 pt	0.6 pt

結果を見ると、施策の満足度については、「満足」又は「まあ満足」と答えた市民が４．６％と、平成３０年度の３．０％に比べ１．６ポイント増えています。また、「不満」又は「やや不満」と答えた市民は０．５ポイントと若干増えています。

施策の重要度は、「重要」又は「まあ重要」と答えた市民が３１．７％と、平成３０年度の３５．３％から３．６ポイント減っています。

平成３０年度から令和２年度にかけて、施策の満足度が高まっていることから、施策の効果が一定程度現れていることがわかります。

一方、平成２８年度から平成３０年度にかけて高まっていた市民の男女共同参画そのものに対する関心については、令和２年度には低下しています。

市民アンケート全体の結果において、「健康づくり・保健の充実」「市民が安心できる地域医療体制の充実」「情報化の推進」などの重要度が上昇していることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル化の推進等を受け、市民の関心が健康問題関係及びデジタル化関係に向いていることが考えられます。「男女共同参画社会の実現」に限らず、健康関係、情報関係以外の施策については、全体的に重要度が低下している状況です。

（イ）「男女共同参画社会」の認知度について（問１２）

〇男女共同参画社会とは、どのようなことかご存知ですか

（全体）

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	34.0 %	36.2 %	26.9 %	3.0 %
H30	37.5 %	34.1 %	21.8 %	6.6 %
H28	29.4 %	35.4 %	27.8 %	7.5 %
増減	△ 3.5 pt	2.1 pt	5.1 pt	△ 3.6 pt

（男性）

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	40.7 %	34.3 %	23.4 %	1.6 %
H30	44.1 %	33.1 %	17.9 %	5.0 %
H28	33.2 %	35.2 %	24.4 %	7.2 %
増減	△ 3.4 pt	1.2 pt	5.5 pt	△ 3.4 pt

（女性）

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	28.8 %	38.0 %	29.4 %	3.8 %
H30	33.6 %	34.7 %	24.5 %	7.2 %
H28	26.1 %	35.4 %	30.9 %	7.6 %
増減	△ 4.8 pt	3.3 pt	4.9 pt	△ 3.4 pt

「男女共同参画社会」の認知度については、「言葉は聞いたことがある」市民は男女ともに増加しており、全体では平成３０年度の３４．１％から３６．２％と２．１ポイント増えています。

しかしながら、「知っている」市民は、平成３０年度の３７．５％から３４．０％と３．５ポイント減っています。

「言葉は聞いたことがある」「知っている」市民の合計は、７０．２％と平成３０年度の７１．６％から１．４ポイント減っており、全体的な認知度は低下している状況です。

今後、認知度を底上げするためには、「知らない」市民に「男女共同参画社会」という言葉自体を浸透させることが必要です。

（ウ）様々な場面での男女共同参画について（問１３）

〇次のような場面で女性と男性が平等になっていると思いますか。

場面	年度	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	男女平等	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	わからない	無回答
家庭生活	R2	13.2 %	33.2 %	36.1 %	5.3 %	1.2 %	8.4 %	2.7 %
	H30	11.5 %	38.6 %	30.3 %	7.1 %	1.8 %	7.2 %	3.5 %
	H28	12.3 %	33.2 %	32.8 %	6.4 %	1.9 %	5.6 %	7.8 %
	増減	1.7 pt	△ 5.4 pt	5.8 pt	△ 1.8 pt	△ 0.6 pt	1.2 pt	△ 0.8 pt
職場	R2	14.1 %	30.9 %	28.7 %	5.5 %	1.2 %	14.4 %	5.3 %
	H30	17.5 %	40.5 %	21.8 %	3.7 %	1.7 %	11.5 %	3.2 %
	H28	18.2 %	34.7 %	21.9 %	4.5 %	1.4 %	10.1 %	9.2 %
	増減	△ 3.4 pt	△ 9.6 pt	6.9 pt	1.8 pt	△ 0.5 pt	2.9 pt	2.1 pt
学校教育	R2	3.3 %	8.7 %	45.2 %	1.8 %	0.3 %	34.5 %	6.2 %
	H30	3.6 %	12.4 %	54.8 %	3.2 %	0.5 %	21.5 %	4.0 %
	H28	3.5 %	9.1 %	51.4 %	2.7 %	0.9 %	22.4 %	10.2 %
	増減	△ 0.3 pt	△ 3.7 pt	△ 9.6 pt	△ 1.4 pt	△ 0.2 pt	13 pt	2.2 pt
政治	R2	34.8 %	33.5 %	10.5 %	0.7 %	0.4 %	16.3 %	3.9 %
	H30	35.0 %	38.1 %	11.8 %	0.6 %	0.1 %	11.3 %	3.1 %
	H28	24.0 %	39.6 %	14.9 %	1.0 %	0.6 %	11.0 %	8.9 %
	増減	△ 0.2 pt	△ 4.6 pt	△ 1.3 pt	0.1 pt	0.3 pt	5.0 pt	0.8 pt
法律・制度	R2	15.6 %	25.6 %	28.7 %	3.3 %	1.0 %	21.5 %	4.4 %
	H30	14.2 %	30.3 %	33.2 %	3.8 %	1.0 %	13.7 %	3.8 %
	H28	11.8 %	28.3 %	32.3 %	4.3 %	0.9 %	13.4 %	9.0 %
	増減	1.4 pt	△ 4.7 pt	△ 4.5 pt	△ 0.5 pt	0.0 pt	7.8 pt	0.6 pt
社会通念習慣しきたり	R2	26.0 %	44.3 %	12.1 %	1.9 %	0.4 %	11.3 %	4.1 %
	H30	26.4 %	47.7 %	13.3 %	1.1 %	0.8 %	7.9 %	2.6 %
	H28	26.2 %	44.6 %	11.2 %	2.6 %	0.4 %	6.8 %	8.1 %
	増減	△ 0.4 pt	△ 3.4 pt	△ 1.2 pt	0.8 pt	△ 0.4 pt	3.4 pt	1.5 pt
地域活動	R2	10.4 %	29.8 %	30.6 %	2.8 %	0.5 %	22.1 %	3.8 %
	H30	10.6 %	34.7 %	33.7 %	5.0 %	0.7 %	12.3 %	3.0 %
	H28	12.0 %	31.4 %	30.8 %	3.9 %	1.0 %	12.6 %	8.3 %
	増減	△ 0.2 pt	△ 4.9 pt	△ 3.1 pt	△ 2.2 pt	△ 0.2 pt	9.8 pt	0.8 pt

「家庭生活の場」及び「職場」において「男女平等である」と感じる市民が増えています。また、全体的に「男性優遇」「女性優遇」と感じる市民については、減少傾向にあり、極端な不平等を感じる場面は減っているものと考えられます。

また、すべての場面において「わからない」と感じる市民が増えています。「わからない」市民が増えた要因については、「男女共同参画社会」の認知度が低下していること、「男女平等」の判断が難しいことなどが考えられます。

（エ）固定的性別役割分担意識について（問１４）

〇あなたは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どう思いますか。

（全体）

年度	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	無回答
R2	4.7 %	33.2 %	35.1 %	24.4 %	2.7 %
H30	4.9 %	33.5 %	38.5 %	19.0 %	4.1 %
H28	4.1 %	39.8 %	31.0 %	17.7 %	7.4 %
増減	△ 0.2 pt	△ 0.3 pt	△ 3.4 pt	5.4 pt	△ 1.4 pt

（男性）

年度	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	無回答
R2	6.7 %	39.1 %	33.1 %	19.3 %	1.8 %
H30	5.2 %	39.7 %	36.4 %	14.9 %	3.9 %
H28	5.2 %	47.8 %	26.5 %	13.9 %	6.7 %
増減	1.5 pt	△ 0.6 pt	△ 3.3 pt	4.4 pt	△ 2.1 pt

（女性）

年度	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	無回答
R2	3.0 %	28.6 %	37.5 %	28.4 %	2.4 %
H30	4.5 %	28.2 %	41.4 %	23.0 %	2.9 %
H28	3.2 %	32.4 %	35.4 %	21.5 %	7.5 %
増減	△ 1.5 pt	0.4 pt	△ 3.9 pt	5.4 pt	△ 0.5 pt

「夫は外で働き、妻は家を守るべき」という固定的性別役割分担意識については、賛成する男性がわずかに増えているものの、男女ともに「反対」の割合が増えています。

また、平成３０年度に引き続き、男女とも「どちらかといえば反対」又は「反対」とする市民が過半数を超えています。

（オ）ワーク・ライフ・バランスについて（問１５）

◯ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉をご存知ですか。

（全体）

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	31.0 %	39.7 %	27.6 %	1.7 %
H30	26.7 %	46.5 %	24.2 %	2.6 %
H28	23.9 %	41.5 %	28.5 %	6.1 %
増減	4.3 pt	△ 6.8 pt	3.4 pt	△ 0.9 pt

（男性）

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	37.7 %	38.9 %	22.8 %	0.7 %
H30	30.9 %	46.0 %	21.8 %	1.4 %
H28	28.3 %	41.0 %	24.4 %	6.3 %
増減	6.8 pt	△ 7.1 pt	1.0 pt	△ 0.7 pt

（女性）

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	26.2 %	39.7 %	32.4 %	1.7 %
H30	24.5 %	46.8 %	26.4 %	2.3 %
H28	20.0 %	41.9 %	32.6 %	5.5 %
増減	1.7 pt	△ 7.1 pt	6.0 pt	△ 0.6 pt

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知度については、性別に関わらず「内容を含めて知っている」と答えた市民の割合が増えているものの、「言葉は聞いたことがある」と答えた市民は減っており、合計で７０．７％、平成３０年度の７３．２％から２．５ポイントの減少となっています。

平成２８年度から平成３０年度にかけて、「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民の割合については、両方とも増加しており、全体的に認知度は上昇傾向にありましたが、令和２年度については「内容を含めて知っている」施策に関心のある市民は増加しているものの、「言葉は聞いたことがある」施策への関心が比較的低い市民は減少しています。このことから、平成２８年度から平成３０年度までの期間と比べ、令和２年度においては「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」に対して、関心のある市民と、関心のない市民との間に差が生じていることが考えられます。

全体の認知度を高めるためには、市ホームページ及び広報あきる野において広く周知を図り、「言葉は聞いたことがある」「知らない」施策への関心が比較的低い市民の認知度を上昇させることが必要です。

（２）各種委員会等における女性の参画率

内閣府においては「社会のあらゆる分野において、２０２０年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも３０％程度とする」ことを目標に掲げたことから、市の第３次プランにおいても、それに習って各種委員会等における女性委員の比率を３０％以上とすることを目標としていました。

この目標に加え、第４次プランにおいては、次のような数値目標を掲げています。

① 女性委員が３０％以上の委員会等の比率　４５％
② 女性委員がいる委員会等の比率　８５％

令和２年４月１日現在、市における各種委員会等の女性委員数の詳細は次のページのとおりです。

女性委員の比率は、全体で９６８中３４３人と約３５．４％となっています。５９の委員会等のうち、女性委員が全体の３０％以上を占める委員会等は２３で全体の約３９．０％、１人でも女性委員がいる委員会等は４９で全体の約８３．１％となっています。

平成３１年４月１日現在と比べ、全体の女性委員の比率は約３５．３％から０．１ポイント向上、女性委員が全体の３０％以上を占める委員会の数は、平成３１年４月１日現在の約３８．３％から０．７ポイント向上しています。しかしながら、１人でも女性委員がいる委員会等は約９０．０％から６．９ポイント減少しており、第４次プランに掲げている数値目標には達していません。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、調査時点（令和２年４月１日）において、委員の委嘱について未実施の委員会等があったたことによるものと考えられます。

	女性委員の比率	女性委員が３０％以上を占める委員会等の比率	女性委員がいる委員会等の比率
数値目標	30.0　％	45.0　％	85.0　％
R2.4.1	35.4　％	39.0　％	83.1　％
H31.4.1	35.3　％	38.3　％	90.0　％
H30.4.1	34.9　％	35.7　％	87.5　％
増　　減	0.1　pt	0.7　pt	△　6.9　pt

各種委員会等における女性の参画率（原則として令和２年４月１日現在）

区分	ＮＯ	委員会等の名称	根拠条例等	所管課名	内訳		女性参画率
					男	女	
１８０条の５ 地方自治法第	1	あきる野市教育委員	地方自治法	教育総務課	2	2	50.0%
	2	選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	3	1	25.0%
	3	監査委員	地方自治法	監査委員事務局	2	0	0.0%
	4	農業委員会	地方自治法	農林課	14	0	0.0%
	5	あきる野市固定資産評価審査委員会	地方自治法	総務課	3	0	0.0%
					24	3	11.1%
地方自治法第２０２条の３	1	あきる野市指定管理者選定委員会	あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	企画政策課	5	2	28.6%
	2	あきる野市表彰審査会	あきる野市表彰条例	市長公室	8	0	0.0%
	3	あきる野市情報公開・個人情報保護審査会	あきる野市情報公開条例	総務課	4	1	20.0%
	4	あきる野市個人情報保護審議会	あきる野市個人情報保護条例	総務課	6	0	0.0%
	5	あきる野市行政不服審査会	行政不服審査法	総務課	4	1	20.0%
	6	あきる野市防災会議	あきる野市防災会議条例	地域防災課	31	5	13.9%
	7	あきる野市国民保護協議会	あきる野市国民保護協議会条例	地域防災課	27	2	6.9%
	8	あきる野市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	保険年金課	11	2	15.4%
	9	あきる野市環境審議会	あきる野市環境基本条例	環境政策課	9	0	0.0%
	10	あきる野市都市環境審議会	あきる野市都市環境条例	環境政策課	9	1	10.0%
	11	あきる野市緑地保全審議会	あきる野市ふるさとの緑地保全条例	環境政策課	8	1	11.1%
	12	あきる野市民生委員推薦会	民生委員法	福祉総務課	12	2	14.3%
	13	あきる野市民生児童委員協議会	民生委員法	福祉総務課	34	36	51.4%
	14	あきる野市介護給付費等支給審査会	あきる野市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例	障がい者支援課	3	2	40.0%
	15	あきる野市介護認定審査会	介護保険法	高齢者支援課	15	5	25.0%
	16	あきる野市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法	子ども政策課	5	7	58.3%
	17	あきる野市都市計画審議会	都市計画法	都市計画課	13	2	13.3%
	18	秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理審議会	土地区画整理法	区画整理推進室	10	0	0.0%
	19	青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	生涯学習推進課	15	9	37.5%
	20	あきる野市社会教育委員の会議	社会教育法	生涯学習推進課	6	4	40.0%
	21	あきる野市文化財保護審議会	あきる野市文化財保護条例	生涯学習推進課	8	1	11.1%
	22	あきる野市スポーツ推進審議会	あきる野市スポーツ推進審議会条例	スポーツ推進課	7	3	30.0%
	23	あきる野市図書館協議会	図書館法	図書館	3	5	62.5%
					253	91	26.5%
その他条例及び要綱等	1	あきる野市男女共同参画推進市民会議委員	あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱	企画政策課	3	3	50.0%
	2	あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱	企画政策課	11	0	0.0%
	3	あきる野市花いっぱい運動推進協議会	あきる野市花いっぱい運動推進協議会設置要綱	地域防災課	6	3	33.3%
	4	あきる野市環境委員会	あきる野市環境委員会設置要綱	環境政策課	16	4	20.0%
	5	あきる野市生きもの会議	あきる野市生きもの会議設置要綱	環境政策課	16	3	15.8%
	6	清流保全協力員	あきる野市清流保全条例	生活環境課	20	0	0.0%
	7	あきる野市廃棄物減量等推進員	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	生活環境課	5	5	50.0%
	8	あきる野市農業振興地域整備促進協議会	あきる野市農業振興地域整備促進協議会設置要綱	農林課	20	0	0.0%
	9	あきる野市森林整備推進協議会	あきる野市森林整備推進協議会設置要綱	農林課	9	3	25.0%
	10	あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会	あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱	福祉総務課	10	4	28.6%
	11	あきる野市地域自立支援協議会	あきる野市地域自立支援協議会設置要綱	障がい者支援課	11	6	35.3%
	12	あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議	あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	障がい者支援課	11	4	26.7%
	13	あきる野市地域包括支援センター運営協議会	あきる野市地域包括支援センター運営協議会要綱	高齢者支援課	6	3	33.3%
	14	あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議	あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	高齢者支援課	10	5	33.3%
	15	あきる野市老人ホーム入所判定委員会	あきる野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	高齢者支援課	3	1	25.0%
	16	あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体	あきる野市生活支援体制整備事業実施要綱	高齢者支援課	15	5	25.0%
	17	第８期あきる野市介護保険事業計画策定委員会	あきる野市介護保険事業計画策定委員会設置要綱	高齢者支援課	13	3	18.8%
	18	あきる野市健康づくり推進協議会	あきる野市健康づくり推進協議会設置要綱	健康課	9	11	55.0%
	19	あきる野市健康づくり市民推進委員会	あきる野市健康づくり市民推進委員会設置要綱	健康課	16	106	86.9%
	20	あきる野市自殺対策推進協議会	あきる野市自殺対策推進協議会設置要綱	健康課	9	3	25.0%
	21	あきる野市要保護児童対策地域協議会代表者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	子ども家庭支援センター	12	11	47.8%
	22	あきる野市要保護児童対策地域協議会実務者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	子ども家庭支援センター	11	9	45.0%
	23	あきる野市いじめ問題対策連絡協議会	あきる野市いじめ問題対策連絡協議会規則	指導室	15	4	21.1%
	24	あきる野市特別支援教育就学相談委員会	あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則	指導室	16	14	46.7%
	25	あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会	あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会設置要項	指導室	10	5	33.3%
	26	あきる野市特別支援教育検討委員会	あきる野市特別支援教育検討委員会設置要綱	指導室	8	10	55.6%
	27	あきる野市学校給食センター運営協議会	あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例	学校給食課	15	4	21.1%
	28	あきる野市青少年委員	あきる野市青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例	生涯学習推進課	9	7	43.8%
	29	あきる野市生涯学習市民会議	あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱	生涯学習推進課	11	1	8.3%
	30	放課後子どもプラン運営委員会	あきる野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	生涯学習推進課	14	4	22.2%
	31	あきる野市スポーツ推進委員	あきる野市スポーツ推進委員に関する規則	スポーツ推進課	8	8	50.0%
					348	249	41.7%
総合計					625	343	35.4%

（３）あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率（各年４月１日現在）

ア　あきる野市職員の男女比率

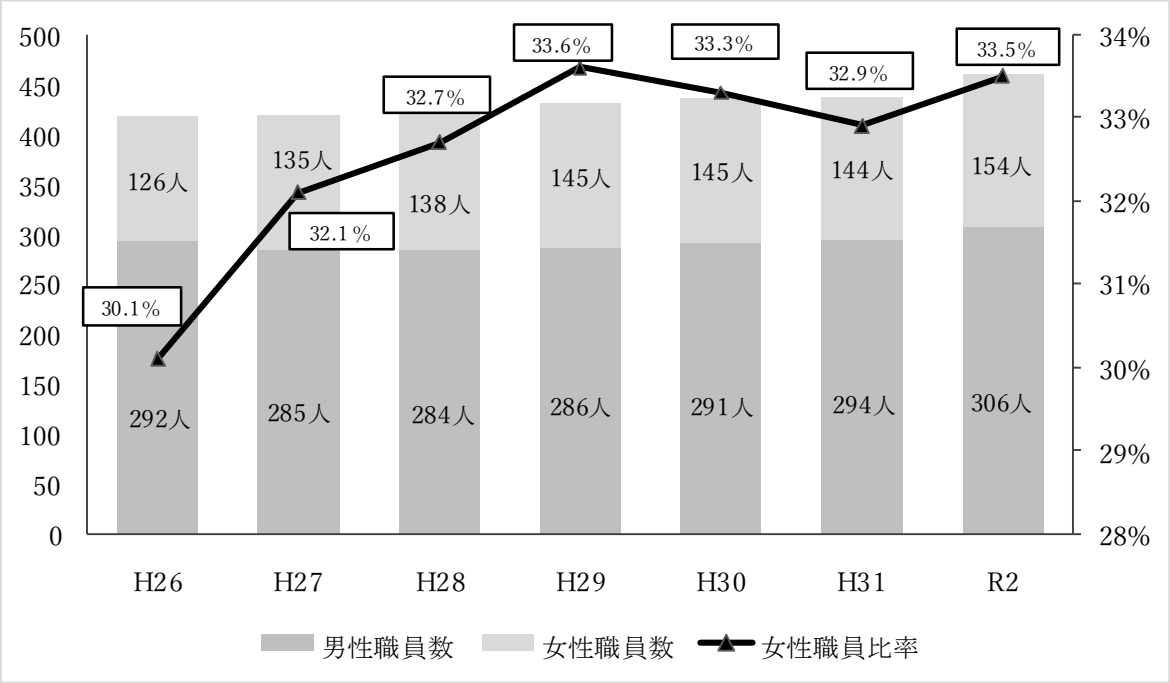

イ　管理・監督職における女性職員の比率

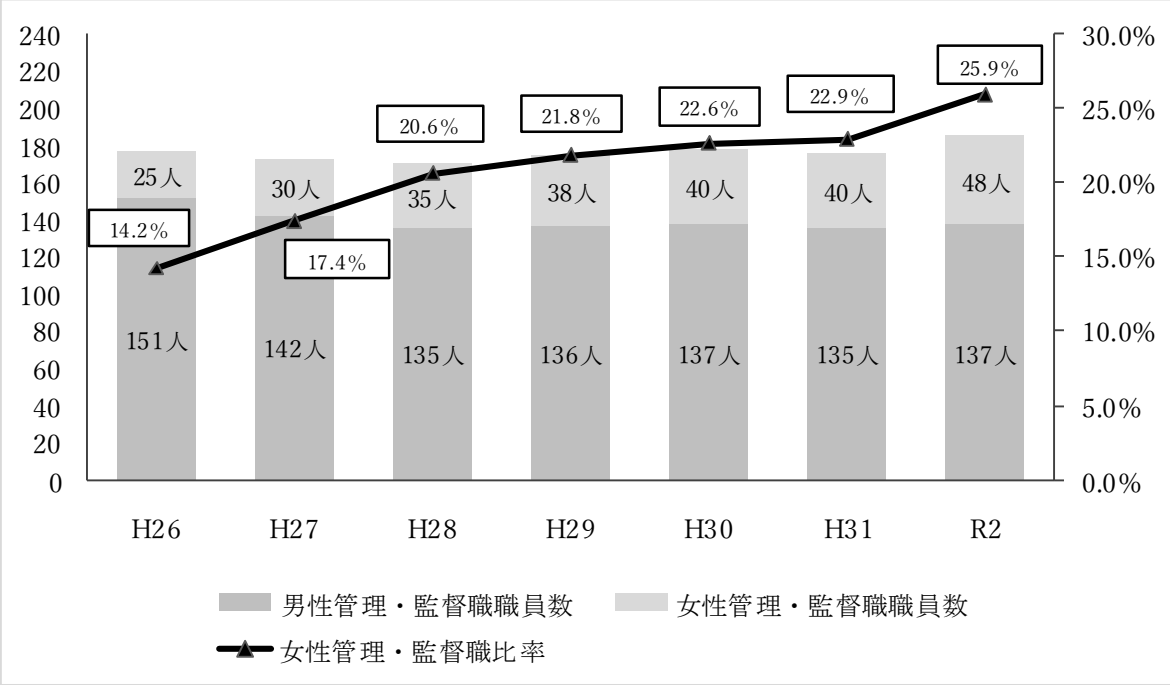

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成２８年４月に制定した「あきる野市における女性職員活躍の推進に関する特定事業主行動計画」において、管理・監督職（部長、課長、課長補佐及び係長級職員）における女性職員の割合を、平成３２（令和２）年３月末までに２５％にすることとしています。管理・監督職に就く女性職員の割合は、一貫して上昇しており、令和２年４月１日現在、管理・監査職の女性職員割合は２５．９％と、数値目標に達しています。

職員全体のうち、女性が占める割合は、平成２９年から令和元（平成３１）年にかけて、減少傾向にありましたが、令和２年においては３３．５％と、０．６ポイント上昇しています。

４　進捗状況に対する担当課の評価

【　事業実施に係る評価基準　】

Ａ：課題解決のための施策に対する事業を十分に実施できた。
Ｂ：課題解決のための施策に対する事業はおおむね実施できた。
Ｃ：課題解決にはさらに工夫や改善が必要。
Ｄ：未実施

【　男女共同参画の視点からの評価基準　】

Ａ：大きな効果があった。
Ｂ：効果があった。
Ｃ：あまり効果がなかった。
Ｄ：まったく効果がなかった。

基本目標Ⅰ　人権尊重意識の高揚と人権擁護

男女が共に人権を尊重し、すべての人が安心して暮らせる社会を実現するため、あらゆる暴力の根絶を目指して取組を進めます。

課題1　配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

特に、女性に対する暴力は、性別に関わる固定的な意識や男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題が存在する場合が多く、男女共同参画社会の形成を妨げる要因の一つとなっています。また、配偶者等からの暴力だけではなく、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、児童虐待や高齢者虐待など、あらゆる暴力の防止に向け、様々な機会を捉えて取り組んでいく必要があります。

施策1　配偶者等からの暴力などの根絶

配偶者等からの暴力などの根絶に向け、情報の周知や意識の啓発に取り組みます。

NO　1 事業名	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等、法律の周知・啓発				
事　業　内　容				担当課:子ども家庭支援センター	
ホームページやＤＶ周知・啓発カードなどを活用し、ＤＶ防止法やストーカー規制法に関する周知・啓発及び相談窓口等の周知を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	ホームページを活用した周知の外、庁舎及びあきる野ルピアのトイレの個室に市の相談窓口を記載したものを掲示するなど、相談窓口の周知を図った。	B	B	広く周知することで、加害者が相談窓口を知ってしまうことが想定されるため、支援が必要な方へのより良い周知の仕方について検討していくことが課題である。	継続して実施する。
事　業　内　容				担当課:企画政策課	
ホームページやポスター等を活用し、ＤＶ防止法やストーカー規制法等の周知・啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国や東京都等が作成したポスター及びチラシを公共施設に設置したほか、ホームページを通して、周知と啓発を図った。産業祭において、内閣府のウェブサイトにつながるQRコードを記載したカードを含む、啓発グッズを配布した。	B	B	来庁者やホームページ閲覧者への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。	継続して実施する。 広報誌など、多くの人が目にする媒体を積極的に活用する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO ２ 事業名	障害者虐待防止法の周知・啓発				
事　業　内　容				担当課:障がい者支援課	
広報紙やホームページ、市窓口等における広報に加え、関係機関との研修等を通して、障害者虐待防止法の周知を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
新規	障がい者虐待防止の周知・啓発を目的に、障がい者虐待防止に関する記事を広報に掲載した。 障害福祉サービス事業所職員を対象に、障がい者虐待防止研修会と防犯・不審者対策講座を行った。	A	B	障がい者虐待への対応は、幅広い虐待防止に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	新規事業所に対し、障がい者虐待防止に関する意識向上のため、虐待防止の取組状況を確認する。研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から見直す。一般市民へは、広報で周知する。

NO ３ 事業名	高齢者虐待防止法の周知・啓発				
事　業　内　容				担当課:高齢者支援課	
市及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関する相談窓口の普及啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
新規	高齢者虐待の相談窓口を広報あきる野及びホームページにより周知した。 令和元年度中に１７件の通報があり、対応した。また高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、虐待事例の検討を行った。	B	B	広報あきる野及び市ホームページ以外にも、周知する方法を検討する必要がある。	継続して啓発に取り組む。

NO ４ 事業名	生命尊重の視点に立った指導の充実				
事　業　内　容				担当課:指導室	
生命尊重や男女平等についての理解を深めるための教材の工夫及び指導計画の作成について、指導と助言を行う。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	人権教育推進委員会において、人権教育の全体計画及び年間指導計画の留意点等について研修を行ったことで、普遍的な視点の取組と個別的な視点の取組について、違いを明確にした指導計画が位置付けられた。	B	B	人権教育を効果的に進めるためには、全教職員が、発達段階に応じた人権教育の指導内容について共通認識していくことが必要である。	各学年等で指導内容の共通理解を図り、実施時期や指導方法を調整し、充実した内容の取組が図られるよう、道徳主任会等で関連的な指導の在り方の理解・促進を図る。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2　配偶者等からの暴力などによる被害者の保護

被害者の迅速な安全確保と相談窓口の充実を図ります。

NO　5 事業名	人権、母子及び父子等の相談窓口の充実				
事　業　内　容				担当課:市民課	
人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談の充実を図る。また、性的マイノリティ※に関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	定例相談（市役所及び五日市出張所）及び特設相談（あきる野ルピア）を実施。また、産業祭会場における啓発活動や人権週間における関連資料の特設展示など人権尊重意識の高揚に努めた。	B	B	人権尊重意識を広く浸透させることに課題がある。	継続して実施する。
事　業　内　容				担当課:子ども家庭支援センター	
社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子及び父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	相談件数　726件（延1,092件） ※うち、ＤＶ相談　延72件	B	B	相談者の話を傾聴し、問題解決に向けて取り組むが、相談者の希望に沿った支援ができない場合もある。	継続して実施する。

※性的指向が同性に向く人もしくは両性に向く人や、生物学的な性と性自認が一致しない人などを表す言葉。セクシュアル・マイノリティやLGBTとも。

NO　6 事業名	母子等緊急一時保護の充実及び被害者の自立支援の推進				
事　業　内　容				担当課:子ども家庭支援センター	
被害を受けた母子の身の安全を確保する緊急一時保護の充実を図る。また、被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	必要に応じて、身の安全を確保するための緊急一時保護を実施した。	B	B	特になし。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 7 事業名	障害者虐待防止センターの運営				
事 業 内 容				担当課:障がい者支援課	
虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、２４時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営することにより、障がい者虐待の防止及び養護者の支援を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
新規	障がい者虐待の届出・通報受理、届出・通報受理後の障害者の安全・事実確認、障がい者及び養護者の相談・指導及び助言、障がい者虐待の普及啓発を市担当課と連携し、実施した。	A	B	障がい者虐待への対応は、幅広い虐待防止に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	引き続き、障がい者虐待防止センターを運営し、虐待に対応できる体制を維持する。

NO 8 事業名	庁内の関係部署による連絡会の設置				
事 業 内 容				担当課:企画政策課	
庁内の関係部署による連絡会を設置し、市内における配偶者等からの暴力などの情報の共有及び連携を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	配偶者暴力からの被害者保護に関する部署や、職務中に被害を発見しうる部署の職員による連絡会において、配偶者暴力の防止について協議し、ＤＶ被害者支援マニュアルの策定を行った。 令和元年度開催回数　２回	A	A	配偶者暴力被害者への対応について、各課での連携を図るために、マニュアルを策定を行ったが、活用の実態やその効果については、明らかになっていない。	マニュアルの運営については、主管課である子ども家庭支援センターを中心に行う。 連絡会に入っていない部署を含め、職員への周知を図り、庁内におけるＤＶ被害者対応の連携を強化する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策3　ハラスメント防止のための啓発

ハラスメントの防止に向け、様々な機会を通じて情報提供や意識の啓発に取り組むとともに、問題の早期発見・早期解決のため、相談体制の充実を図ります。

NO　5 事業名	（再掲）人権、母子及び父子等の相談窓口の充実				
事　業　内　容				担当課：市民課	
人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談の充実を図る。また、性的マイノリティ※に関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	定例相談（市役所及び五日市出張所）及び特設相談（あきる野ルピア）を実施。また、産業祭会場における啓発活動や人権週間における関連資料の特設展示など人権尊重意識の高揚に努めた。	B	B	人権尊重意識を広く浸透させることに課題がある。	継続して実施する。
事　業　内　容				担当課：子ども家庭支援センター	
社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子及び父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	相談件数　726件（延1,092件） ※うち、ＤＶ相談　延72件	B	B	相談者の話を傾聴し、問題解決に向けて取り組むが、相談者の希望に沿った支援ができない場合もある。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 9 事業名	男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発				
事 業 内 容				担当課:職員課	
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	管理職及び係長職を主な対象として「ハラスメント防止研修」を実施した。	B	B	早期に職員全員が研修を受講することが望ましいが、日程や業務の都合上、同一年度の一斉受講は難しい。また、長期的な研修計画で、継続的に職員への意識付けを行う必要がある。	受講対象の範囲を広げ、継続して実施する。
事 業 内 容				担当課:商工振興課	
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止に向け、市内事業所に対して意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。	B	B	事業所への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 今後は、セミナーで直接周知するなど、啓発方法の検討が必要である。	継続して実施する。
事 業 内 容				担当課:企画政策課	
セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国や東京都から講演会等のチラシが提供された際には、企画政策課窓口に設置・掲示している。	B	B	市民が企画政策課窓口へ来ることは少ないため、市民が目に入れたり手にとる機会が少ない。	継続して実施する。 適当な大きさのポスターや十分な量のチラシが提供された際には、１階にも設置・掲示してもらうよう心がける。

NO 10 事業名	青少年健全育成活動の充実				
事 業 内 容				担当課:生涯学習推進課	
非行防止のパトロールや不健全図書類に関しての店舗立ち入り調査など、青少年の健全育成活動を通じ、ハラスメントの防止に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	青少年健全育成地区委員会を中心に、非行防止のパトロールや児童の登下校の見守りを行うとともに、青少年顕彰ふるさと委員による不健全図書類の店舗への立入調査等を行い、青少年の健全育成を図った。	B	B	不健全図書の店舗立ち入り調査員の確保が課題である。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

課題2　男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図るためには、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。また、家庭や地域において、男性重視の慣行を改め、男性も女性も社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画するには、それを可能とする教育、学習機会が必要です。性別・年代に関わりなく男女平等意識を醸成するため、学習機会の提供に努めるなど、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動をより推進していく必要があります。

施策1　男女共同参画に係る意識啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画を進めるため、家庭、地域等、様々な場を活用し、意識啓発に取り組みます。

NO　11 事業名	男女共同参画に関する啓発活動の推進				
事　業　内　容				担当課:企画政策課	
男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	男女共同参画について、ホームページに掲載し、男女共同参画意識の啓発を図った。 広報あきる野６月１５日号に男女共同参画週間についての記事を掲載した。 生活環境課が発行するごみカレンダーに男女共同参画についての文章を掲載した。 市内高校に、東京都から送付があった１６センチメートルのスケールを各４０個、配付した。	B	B	男女共同参画そのものについての認知は進んでいるが、実生活においては男女平等ではないと感じる市民が多い。	継続して広報あきる野や市ホームページを用いて男女共同参画について周知・啓発を図るほか、国や都のセミナー等についても積極的に参加してもらえるよう周知に努める。

NO　12 事業名	男女平等の視点に立った各種講座等の充実				
事　業　内　容				担当課:生涯学習推進課	
男女平等の視点に立った公民館における各種講座等の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	中央公民館主催事業　市民大学「男性の料理教室」 退職後の男性の食の自立と家事分担ができるようになることを目指して実施した。 「そばすいとん、ピザエッグ、人参とレンコンのきんぴら」 ・実施日　12月6日 ・講　師　河野幸世（管理栄養士） ・参加者数　14人（定員20人）	B	B	料理に関する技術を学習するだけでなく、退職後の男性の食の自立や家事分担など、男女平等の意識を参加者へ、さらに働きかけていく必要がある。	中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」 退職後の男性の食の自立と家事分担ができるようになることを目指して実施予定。また、料理の技術だけに留まらず、食の自立や家事分担へ繋がる事業内容を検討する。 ・実施日　12月頃 ・講　師　河野幸世（管理栄養士） ・定員　20人

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 13 事業名	女と男のライフフォーラムの実施				
事 業 内 容				担当課:生涯学習推進課	
公募による実行委員会を組織し、互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	第23回女と男のライフフォーラムinあきる野 テーマ「一緒にやろうよ介護～共に生きていくために～」 実施日　3月1日 講　師　津止正敏（立命館大学教授） 実行委員　１０人（８回開催） ※新型コロナ対策のため中止	D	B	男女共同参画社会の実現に向け、その必要性について、意識醸成をより推進していく必要がある。また、参加者の確保に苦慮することが多い。	新型コロナ対策のため中止となった前回の企画内容で実施予定。事業の実施にあたり、男女共同参画についての周知・啓発を図る。また、事業のPR方法等を検討する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2　男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、継続的な男女平等に関する意識啓発と教育に取り組みます。

NO 14 事業名	学校における人権教育の推進				
事　業　内　容				担当課:指導室	
各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や特別の教科である道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	人権教育の全体計画及び年間指導計画を通して、各学年等で指導内容の共通理解が図られるよう、人権教育推進委員会において関連的な指導の在り方について情報共有を図った。	B	B	全教員が、各学年の発達段階に応じた人権教育の指導内容について理解を深めることが必要である。	人権教育推進担当者が中心となって全ての学年を見通した年間指導計画を作成し、各学年等で指導内容の共通化が図られるよう、研修等を実施する。

NO 15 事業名	人権教育推進のための指導の充実				
事　業　内　容				担当課:指導室	
人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	人権尊重教育の研修会では、公益財団法人東京都人権啓発センターより講師を招へいし、LGBTに関する内容を取り上げた。教員は、人権課題には、普遍的な視点と個別的な視点があり、その考え方を理解した上で、各学校において授業等に活用するなど、校内へ還元する活動を行った。	B	B	各校における人権教育に伴う還元研修は、その年度に行ったものに限られ、他の人権課題に触れる機会が多くない。	人権教育担当者連絡会や道徳主任連絡会では、様々な人権課題について触れ、理解・促進を図る。また、他の連絡会等においても、関連する人権課題について、人権プログラム等を用いて理解・促進を図る場を設ける。

NO 16 事業名	道徳教育の充実				
事　業　内　容				担当課:指導室	
学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳教育の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	道徳主任会を開催し、授業の記録として活用するワークシートを用いた「特別の教科　道徳」の授業の展開について研修や担当者の協議を行った。 道徳授業地区公開講座を各校において実施した。	B	B	一人一人の考えを記録として残すことによって、自分の心の成長を捉えることができる「特別の教科　道徳」の授業を目指し、研修や担当者の協議を行う。 道徳授業地区公開講座における地域の方との意見交換会の充実を図る。	道徳主任会を開催し、評価の仕方を通して「特別の教科　道徳」の授業の充実に向けた研修や担当者の協議を行う。 各校において工夫した道徳授業地区公開講座を実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 17 事業名	人権課題である性同一性障害等に関する理解の促進				
事 業 内 容				担当課:指導室	
性同一性障害や性的マイノリティに係る支援に関し、人権プログラム（学校教育編）など、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員における理解の促進を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	学校や職場での性差別等の解消、セクシュアル・ハラスメント等への対処方法について、公益財団法人東京都人権啓発センターより講師を招へいし、研修を実施した。また、研修内容を、各学校において授業等に活用するなど、校内へ還元する活動を行った。	B	B	人権教育に関する人権課題は数多く存在する。全ての教職員が日頃から人権プログラム等を活用し、人権意識の向上を図ることが必要である。	人権教育担当者連絡会や道徳主任連絡会以外においても、個別的な視点における人権課題を各研修会で取り上げ、人権教育への理解・促進を図る。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

課題3　生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上での基本となります。特に、女性は妊娠出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要です。

このことから、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするため、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組みます。

施策1　性差に応じた健康支援

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、性差に応じた健康支援を行います。

NO 18 事業名	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進				
事　業　内　容				担当課:健康課	
健康手帳の交付、訪問指導、健康教育の実施など、健康に関する情報提供や意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	健康手帳の交付：２，４２３冊 健康教育事業として、骨密度測定、地域健康教育、ふれあいウォークにおけるワンポイントアドバイス、歯周病予防講座、がん検診、健康教室「美食健」などを行い、健康に関する情報提供や意識啓発を図った。	A	B	若い世代や無関心層への健康の意識づけが課題である。	継続して実施する。新型コロナウイルス感染症に伴い、配布に制限される中でも多くの人が目にする媒体を積極的に活用する。

NO 19 事業名	がん検診の充実				
事　業　内　容				担当課:健康課	
がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診を市内在住者を対象に実施した。	A	B	他市と比べ、受診率が高い水準で維持しているものの、東京都の目指す受診率５０％に届いていない。	継続して実施する。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、制限がかかることもある中、受診者が受診しやすい状況の整備に努める。

NO 20 事業名	健康相談の充実				
事　業　内　容				担当課:健康課	
保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を進めることを目的として実施した。また、市役所及び五日市ファインプラザで定期的に相談を受け付けたほか、健康のつどい、電話、窓口等において適時相談を受け付けた。 実施回数　２３４回 相談者数　７７２人	A	A	誰もが気軽に相談できる体制、健康への意識づくりの構築・工夫が必要である。	継続して実施する。新型コロナウイルス感染症により、新しい形での相談業務が求められる中、感染症対策を行いながら、多くの人が目にする媒体を積極的に活用し、周知を図る。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策２　母性保護と母子保健の充実

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、男女が互いに理解するとともに、母性保護に向けた環境づくりと啓発活動の推進及び妊産婦に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

NO 21 事業名	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の啓発				
事　業　内　容				担当課:健康課	
妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	夫婦が協力して出産、子育てをする知識を得るため、体験を通して親になる心の準備ができるよう、また、子育て支援となる資源を知り、仲間・地域とのつながりの必要性を理解してもらうために母親学級（両親学級）を実施した。	A	A	父親の育児参加は増加している一方、父親の育児の理解度、意識が低い場合がある。出産前から父親の育児参加の意識づけを図ることが必要である。	継続して実施する。 母親学級（両親学級）に夫婦で参加できるよう、引き続き、周知を図っていく。
事　業　内　容				担当課:企画政策課	
妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国際女性デー（３月８日）に合わせ、ホームページにリプロダクティブ・ヘルス／ライツに係るページを作成・公開した。	A	A	ホームページによる啓発効果は不明である。	継続して実施する。 市ホームページへの掲載のほか、広報あきる野への掲載についても検討する。

NO 22 事業名	両親学級の充実				
事　業　内　容				担当課:健康課	
両親学級を開催し、家族に対しても妊婦や乳児の健康管理と正しい知識の普及に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	３日制の平日コースと、半日制の土曜コースを実施した。 １　平日コース（３日制） 　4学級　受講者数 135人 ２　土曜コース 　4学級　受講者数　78人	A	A	仕事等で参加できない父親に対しての対応について、参加しやすい場の提供づくりが必要である。	実施形態を変更し、感染症対策を行いながら、継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 23 事業名	妊娠・出産に関する健康支援				
事 業 内 容				担当課:健康課	
妊娠経過の確認と妊娠の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するために、妊婦面接、妊婦訪問、妊婦健康診査（助成券の配布）を実施した。 また、出産後、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問を実施した。	A	A	長期の里帰り出産を行っている市民や訪問拒否する市民への対応に課題がある。	感染症対策を行いながら、継続して実施する。

NO 24 事業名	先天性風しん症候群対策風しん予防接種の実施				
事 業 内 容				担当課:健康課	
妊娠前の女性を対象に、風しんによる妊娠中の発病予防や胎児への影響を予防するため、抗体検査を実施し、低抗体者に対して、風疹の予防接種を行う。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	妊娠を希望又は予定する女性とその同居者、妊婦の同居者に抗体検査を実施し、低抗体者には風しんの予防接種を実施した。	A	A	対象者となる人が事業を活用できるように、周知を行う必要がある。	継続して実施する。 引き続き、広報あきる野や市ホームページなどで周知を図っていく。

NO 25 事業名	育児相談の充実				
事 業 内 容				担当課:健康課	
乳幼児期における子育てに関する相談の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	乳幼児を持つ保護者を対象に、個別に育児相談を実施した。 実施回数　33回 （相談者数 延べ 990人）	A	A	出生数が減少し、また、子育て支援が多方面から充実化されてきている中で、利用者の増加を図るために利用しやすい場の提供を提供する必要がある。	実施形態を変更し、感染症対策を行いながら、継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 26 事業名	母子健康手帳の交付と面談の実施				
事 業 内 容				担当課:健康課	
妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子共に保健指導が受けやすく、子育ての不安や悩みについて身近に気軽に相談できる体制づくりを進めるため、母子健康手帳の交付時に保健師等との面談を実施する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	妊娠された方に妊娠・出産の経過、子どもの発育状況、健康診査、予防接種等を記録する母子健康手帳や手引書、妊婦健康診査受診票、出生通知票などが入った「母と子の保健バック」を保健師等が面接し交付した。 妊娠届受理件数　453件	A	A	子育てステーションこころの（あきる野ルピア）での母子健康手帳の発行件数を増加させるために、利用の周知を図る必要がある。	感染症対策を行いながら、継続して実施する

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

基本目標Ⅱ　働きやすい職場づくり

女性活躍推進法の趣旨に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。また、女性も男性も持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保されるようワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。

課題１　職場における女性の活躍推進に関する施策の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら依然として、従来の固定的な性別役割分担意識により、希望する働き方の選択肢は限られています。

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が能力等を発揮できるよう、様々な支援に取り組みます。

施策１　男女の雇用機会と待遇の均等確保

男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の改善に取り組みます。

NO ９ 事業名	（再掲）男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発				
事　業　内　容				担当課:職員課	
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	管理職及び係長職を主な対象として「ハラスメント防止研修」を実施した。	B	B	早期に職員全員が研修を受講することが望ましいが、日程や業務の都合上、同一年度の一斉受講は難しい。また、長期的な研修計画で、継続的に職員への意識付けを行う必要がある。	受講対象の範囲を広げ、継続して実施する。
事　業　内　容				担当課:商工振興課	
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止に向け、市内事業所に対して意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。	B	B	事業所への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 今後は、セミナーで直接周知するなど、啓発方法の検討が必要である。	継続して実施する。
事　業　内　容				担当課:企画政策課	
セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国や東京都から後援会等のチラシが提供された際には、企画政策課窓口に設置・掲示している。	B	B	市民が企画政策課窓口へ来ることは少ないため、市民が目に入れたり手に取る機会が少ない。	継続して実施する。 適当な大きさのポスターや十分な量のチラシが提供された際には、１階にも設置・掲示してもらうよう心がける。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 27 事業名	育児・介護休業制度の普及・啓発				
事 業 内 容				担当課:職員課	
職員に対し、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	対象職員及び所属長に対し、適宜、説明を行い、「あきる野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で定める育児休業の取得率数値目標を達成した。	A	A	制度を利用したい職員が安心して休暇を取得できるよう、職場の中で業務分担を見直すなど、引き続き環境づくりを進めていく必要がある。	継続して実施する。
事 業 内 容				担当課:商工振興課	
市内事業所に向け、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。	B	B	事業所への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 今後は、セミナーで直接周知するなど、啓発方法の検討が必要である。	継続して実施する。

NO 28 事業名	パートタイム労働等に関する情報の収集・提供				
事 業 内 容				担当課:商工振興課	
パートタイム労働等の労働条件向上のため、情報収集や提供に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。	B	B	事業所への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 今後は、セミナーで直接周知するなど、啓発方法の検討が必要である。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 29 事業名	労働相談の充実と周知				
事 業 内 容				担当課:市民課	
市民相談の一環として、労働に関する法や制度等の相談を実施する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	市民相談の一環として、労働に関する相談を実施するとともに、東京都労働相談情報センターなど相談窓口の紹介をした。	B	B	労働相談に関する情報の周知に課題がある。	継続して実施する。
事 業 内 容				担当課:商工振興課	
労働相談の充実と周知に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。	B	B	事業所への周知は、どの程度効果があるのか不明である。 今後は、セミナーで直接周知するなど、啓発方法の検討が必要である。	継続して実施する。

NO 30 事業名	啓発活動の推進				
事 業 内 容				担当課:商工振興課	
商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。	B	B	事業所への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 今後は、セミナーで直接周知するなど、啓発方法の検討が必要である。	継続して実施する。
事 業 内 容				担当課:農林課	
農業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	東京都主催の東京都農業・男女共同参画フォーラムへの参加や東京都農業会議主催の女性農業者向けセミナー等の情報提供を行った。	B	B	フォーラムやセミナーへの積極的な参加がなされていない。	関係機関と連携しながら、継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 31 事業名	個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実				
事 業 内 容				担当課:指導室	
学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	キャリア教育担当者連絡会を開催し、進路指導上の課題等や就学・進学前に身に付けさせることの検討や、キャリア教育年間指導計画の見直しを行わせた。 キャリア・パスポートについて理解を深め、中学校区でどのように行っていくか検討した。	B	B	９年間を見通したキャリア教育において、中学校区で育てたい力などを明確にしていく必要がある。	児童・生徒が自らのキャリアを高めることができるよう、生涯にわたり自ら進んで学べる力や意欲、態度を育成するための９年間を見通した全体計画・年間指導計画の作成・見直しを図る。 各学校で行っているキャリア・パスポートとして活用している資料を比較し、児童・生徒が自身の変容や成長を見るための手立てについて検討する。

NO 32 事業名	あきる野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画等の推進				
事 業 内 容				担当課:職員課	
特定事業主行動計画を推進するとともに、公表を行う。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	男女別の育児休業取得率、男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率など８項目について、公表している。	B	B	令和２年度以降の計画を早急に策定する必要がある。	令和元年度までの実績や公表項目を踏まえ、計画の策定及び公表を実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2　女性の能力発揮と職業能力開発の支援

就職や再就職、起業等について、能力開発の支援や情報提供に取り組みます。

NO　33 事業名	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集・提供				
事　業　内　容				担当課:商工振興課	
就労の際に役立つ情報の収集や提供に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。 また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにハローワークの求人情報端末を設置し、就労情報コーナーを設けて情報提供を図った。	B	B	来庁者への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 Bi@Staでも就労情報が取得できることを広くＰＲしていく必要がある。	継続して実施する。 ハローワーク等とBi@Staが共催で就労セミナーを実施する機会を設けることにより、就労機能の周知に努めていく。

NO　34 事業名	起業に関する支援				
事　業　内　容				担当課:商工振興課	
女性の起業活動への支援を検討する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示し、普及啓発を図った。 また、Bi@Staの創業支援事業の一環として、必要に応じて情報提供を行った。	B	B	来庁者への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 Bi@Staの知名度向上が課題である。	継続して実施する。 Bi@Staにおいて創業セミナー等を実施することにより、周知・ＰＲを図る。

NO　35 事業名	空き店舗活用の支援				
事　業　内　容				担当課:商工振興課	
起業を目指す女性を支援するため、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図るとともに、起業家を支援する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	Bi@Staの創業支援事業の一環として、必要に応じて情報提供を行ったほか、五日市商和会の商店街リノベーション支援事業の一環として、空き物件調査及び空き物件ツアーを実施し、当該エリアでの起業サポートを行った。	B	B	使われていない物件は多数存在するが、オーナーとの調整等が難しく、貸し出し可能な物件が少ない。	継続してBi@Staと連携しながら実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 36 事業名	母子家庭等への自立支援給付費の支給				
事 業 内 容				担当課:子ども家庭支援センター	
母子家庭等の母親等の就業に際して、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	自立支援教育訓練給付金　１件 高等職業訓練促進給付金　７件 高等職業訓練修了支援金　０件	B	B	特になし。	継続して実施する。

NO 37 事業名	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実				
事 業 内 容				担当課:子ども家庭支援センター	
ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する事業の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	利用件数　１件（延べ３９日）	B	B	利用件数を増加させるため、周知の工夫が必要であることは認識しているが、当該事業を委託できる事業者が少ない。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

課題２　ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の推進

男性も女性も、一人一人が、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、取組を進めていきます。

施策１　ワーク･ライフ･バランスに対する意識の啓発

ワーク･ライフ･バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

NO　38 事業名	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発				
事　業　内　容				担当課：商工振興課	
市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示するほか、あきる野商工会を通じ、市内認定事業者の取組について広く周知し、普及啓発を図る。	B	B	事業所への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。 今後は、セミナーで直接周知するなど、啓発方法の検討が必要である。	継続して実施する。
事　業　内　容				担当課：職員課	
職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	ノー残業デーの周知、週休日の振替及び休日勤務の代休の取得促進を行った。	B	B	台風や、新型コロナウイルス対応等、特定部署（職員）の負荷が高くなる傾向が見られた。	継続して実施する。 職員の流動対応や、勤怠管理等について、適切な助言を行う。
事　業　内　容				担当課：企画政策課	
国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国や都から提供のあったセミナー等のチラシを企画政策課カウンターに設置したほか、商工振興課に提供した。	B	B	市民が企画政策課窓口へ来ることは少ないため、市民が目に入れたり手にとる機会が少ない。	継続して実施する。 適当な大きさポスターや十分な量のチラシが提供された際には、１階に設置・掲示してもらうよう心がける。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 39 事業名	ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知・啓発				
事 業 内 容				担当課:商工振興課	
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所として認定された事業所について、あきる野商工会を通じてその取組内容を周知し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	国、東京都等で作成したパンフレットなどを公共施設及び商工会に掲示するほか、あきる野商工会を通じ、市内認定事業者の取組について広く周知し、普及啓発を図る。	B	B	来庁者への啓発は、どの程度効果があるのか不明である。	継続して実施する。

事 業 内 容				担当課:企画政策課	
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定し、広報紙等でその取組内容を周知し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	商工会を通じて商工会加盟事業所へチラシを郵送した。 広報あきる野４月１５日号及び１１月１５日号並びにホームページにおいて、ワーク・ライフ・バランスの推進について掲載し、周知を図った。 令和元年度認定事業所　０社	C	C	周知を図っているものの、申請する事業所が増えない。 認定された事業所について、定期的に審査し直す仕組みが必要との指摘がある。	コロナウイルス感染症の影響を考慮し、周知等について、縮小して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2　子育て支援及び介護支援による家庭生活との両立

男女が共に育児や介護と家庭、仕事の両立ができるよう、子育て支援に関する事業や介護保険サービス等の充実を図ります。

NO　37 事業名	（再掲）ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実				
事　業　内　容				担当課:子ども家庭支援センター	
ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する事業の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	利用件数　１件（延べ３９日）	B	B	利用件数を増加させるため、周知の工夫が必要であることは認識しているが、当該事業を委託できる事業者が少ない。	継続して実施する。

NO　40 事業名	子育て支援ネットワークの充実				
事　業　内　容				担当課:子ども政策課	
地域全体できめ細かな子育て支援ができるネットワークの充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	男女が共に育児と仕事の両立ができるよう、子育て支援ガイドブックや「子育て応援サイト るのキッズ」等により子育て支援情報を発信した。 1　あきる野市子育て支援ガイドブック 　妊娠届出時、出生届出時、転入届出時（子育て世帯）などに窓口で配布した。また、子育て家庭が親子で参加するイベントにおいて配布した。 2　子育て応援サイト るのキッズ 　アクセス件数　84,929件 3　子育て応援アプリ るのキッズ 　アプリダウンロードユーザー数　987人(令和2年3月末現在)	B	B	子育て支援ガイドブック等の認知度を向上させるため、周知方法を検討する必要がある。	継続して実施する。 周知方法を工夫しながら、男女が共に育児と仕事の両立ができるよう、子育て支援ガイドブック等により、子育て支援情報を発信する。
事　業　内　容				担当課:子ども家庭支援センター	
地域全体できめ細かな子育て支援ができるネットワークの充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	１　るのキッズ通信 　発行回数4回（各回1,500部発行）＊ホームページ閲覧可 ２　子育て応援メール 　月２回配信　登録者数2,481件（令和元年度末） ３　連絡会、交流会の開催 ４　グループ活動の場の提供及び図書の貸し出し	B	B	特になし	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 41 事業名	ファミリー・サポート・センターの運営の充実				
事 業 内 容				担当課:子ども家庭支援センター	
地域で育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポート・センターの運営の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	１　事業説明会（土曜日開催も含む）及び会員交流会を実施した。 ２　登録者数　775人 （１）提供会員数　194人 （２）依頼会員数　568人 （３）両方会員数　　13人 ３　活動件数　1,072件	B	B	提供会員の高齢化に加え、新規提供会員の登録が頭打ちとなっているため、人員確保と資質の向上が必要である。	継続して実施する。 ホームページでの周知やイベント等でのチラシの配布など、多くの人が目にする媒体を積極的に活用し、事業の周知・啓発を図る。

NO 42 事業名	乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施				
事 業 内 容				担当課:子ども家庭支援センター	
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業を実施する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	乳幼児ショートステイ事業 実施施設　東京恵明学園（1か所） 定　　員　0歳から2歳　5人 　　3歳から5歳　5人 利用者実人数　60人（延べ183日） 乳幼児一時預かり事業（一般型） 登録人数　145人 延べ利用人数　685人 利用時間単位の総数　1,546枠	B	B	乳幼児ショートステイ事業 恵明学園では、ひとり親世帯などの子どもが体調不良などで緊急時に全く連絡が取れない場合、受入れ困難としているが、対応を検討する必要がある。 乳幼児一時預かり事業 利用件数を増加させるため、周知方法を検討し、更に周知する必要がある。	乳幼児ショートステイ事業については、東京恵明学園との協議により３６５日通年での利用が可能となったが、アレルギーの受入れ対応など、引き続き東京恵明学園と調整を図りながら利用者のニーズを捉え事業を継続して実施する。 乳幼児一時預かり事業については、継続して実施する。広報あきる野や子育て応援メールのほか、乳幼児健診などで事業の周知・啓発を図り利用者の増につなげる。
事 業 内 容				担当課:保育課	
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業を実施する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	私立保育園１２園、認証保育所２園で実施。 利用人数　　：延べ228人 ４時間以内　：延べ71人 ４時間以上　：延べ157人	B	B	認証保育所が実施に加わったことにより、利用者の増加に繋がったが、以前として私立保育園は空きスペース等を利用するため、全てのニーズに対する確保が難しい。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 43 事業名	病児・病後児保育の実施				
事 業 内 容				担当課:子ども家庭支援センター	
保育所に通所中の児童等が、病気で通所できないとき、又は病気の回復期にあり、集団保育が困難なときに、施設で一時的に預かる事業を実施する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	病児・病後児保育事業 登録人数　188人 延べ利用人数　487人	B	B	子育てと就労の両立を支援する中で、保育室の利用対象児童数に対し、登録者数がまだまだ少ない状況である。	継続して実施する。 ホームページや子育て応援メール、乳幼児健診等でのチラシの配布など、多くの人が目にする媒体を積極的に活用し、事業の周知・啓発を図る。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 44 事業名	子育て支援のための場の充実				
事 業 内 容				担当課:子ども家庭支援センター	
幼児を持つ親（父親も含む）の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	１　市内５か所の子育てひろばで自由開放を実施した。 ２　「るのキッズ通信」や「子育て応援メール」で子育て支援事業等の啓発活動を実施した。 ３　子育てグループに対して、交流及び情報交換の場を提供した。	B	B	特になし。	継続して実施する。

NO 45 事業名	延長保育及び幼稚園型一時預かり事業の充実				
事 業 内 容				担当課:保育課	
保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育及び幼稚園での幼稚園型一時預かり事業の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	延長保育実績 公立保育園　３園（延べ221人） 私立保育園１２園（延べ24,711人） 幼稚園一時預かり実績 私立幼稚園　２園 認定こども園３園 （延べ28,442人）	A	A	今後の見込み数を検証し、提供体制を確保していく。	継続して実施する。

NO 46 事業名	認証保育所への支援				
事 業 内 容				担当課:保育課	
認証保育所の保育の充実を図るため、運営費の支援を行う。また、保護者の負担を軽減するため、保育料の補助を行う。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	市内２園及び市外３園の認証保育所に対し、運営費補助を行った。 保育実績（延べ867人） 認可外保育施設入所児童保護宇者負担補助金を交付した。 申請者　：延べ193人 交付者　：延べ172人 不交付者：延べ 21人	A	A	特になし。	継続して実施する。

NO 47 事業名	障がい児保育の充実				
事 業 内 容				担当課:保育課	
障がい児の特性に応じた受入れ体制の整備等、障がい児保育の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	障がい児保育実績 公立保育園　３園（延べ48人） 私立保育園１２園（延べ287人）	B	B	加配が必要な児童が入所を希望した場合に、保育士の確保が難しい場合がある。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 48 事業名	休日保育事業の実施				
事 業 内 容				担当課:保育課	
保護者の就労等で休日に保育が必要な児童に対し、保育を実施する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	休日保育実績 私立保育園１園 （延べ197人）	A	A	今後の見込み数を検証し、提供体制を確保していく。	継続して実施する。

NO 49 事業名	読書推進事業の充実				
事 業 内 容				担当課:図書館	
父親等働いている保護者も親子で参加できるよう、休日にも実施するなど、事業の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	子育て世代が親子で参加できるよう、年81回実施したおはなし会のうち49回を休日に開催。また年5回の工作会や年3回の人形劇、原画展と絵本作家による読み聞かせを、すべて休日に行い事業の充実を図った。さらに健康課との連携事業であるハッピーベビークラブにおいても、年8回のうち4回を休日に実施する等、事業の充実を図ると共に、わらべうたのじかん、ひよこのおはなし会、子育て講座等を実施し、読書環境づくりを通して、家庭における子育て支援を行った。	A	B	事業を休日に実施するよう努めることで一定の成果が得られているが、保護者の参加しやすい日時の設定や内容などさらに工夫が必要である。	事業を継続して実施する。広報、図書館ホームページ、メール配信を有効に活用する。また、来館せずに親子で楽しめるコンテンツについて検討する。

NO 50 事業名	学童クラブの充実				
事 業 内 容				担当課:子ども政策課	
男女ともに働き続けることができるよう、育成時間の延長など、学童クラブの充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	市内16か所の学童クラブにおいて、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を受け入れ、適切な遊び及び生活の場を提供した。 学童クラブへの受け入れに当たっては、4月当初で、対前年約20人増の1015人を受け入れた。また、午前の時間帯、午後の時間帯においてそれぞれ育成時間を延長し、保護者の多様な働き方に対応した。 一方で、申請者数が増加していることから、159人の待機児童が生じたため、児童館の特例利用により居場所の確保を図った。	B	B	少子化が進む一方、共働き世帯の増加などにより、学童クラブの需要が高まっている。このため、待機児童への対策が課題となっている。	待機児童解消策として、継続的にハローワークなどを通じて放課後児童支援員等の確保に努めるとともに、人材派遣の活用、業務委託などについても検討を行う。また、あわせて若葉第2学童クラブの新設事業を推進し、場所の確保についても対応を進めていく。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 51 事業名	教育相談の充実				
事 業 内 容				担当課:指導室	
学校への不適応、不登校問題や進路相談等、教育相談の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	スクールカウンセラー連絡会を開催し、情報共有を図った。また、教育相談所、適応指導教室、子ども家庭支援センターとの間で定期的な会議を年１０回実施し、情報共有を図った。スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童･生徒やその環境に応じて関係諸機関へつなげられるようにした。教育相談所では、相談者のニーズに応じた丁寧な対応ができた。	B	B	外部の支援体制はできたが、学校への不適応、不登校問題は現在増加している。全ての児童・生徒が在籍校で学べるようにしていく必要がある。	関係諸機関との連携や様々な学校支援の体制については一定の形ができた。各学校にはあらためて魅力ある学校づくりの推進及びスクールソーシャルワーカーとの連携強化を促し、学校への不適応、不登校問題の未然防止を図らせる。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 52 事業名	介護保険制度等の周知・啓発と介護サービスの充実				
事 業 内 容				担当課:高齢者支援課	
介護保険制度等の周知・啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	・広報・ホームページへの制度の掲載 ・「介護の日」における啓発活動 ・「あきる野市介護保険推進委員会」における第７期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進検証を行う委員会への市民参画 ・「あきる野市介護保険事業計画策定委員会」における委員会への市民参画	B	B	介護人材不足を背景に、若い世代に対する制度等の周知・啓発が必要である。	基本的には事業実績のとおり、継続して取組を実施するが、先の課題についても引き続き検討を行う。 なお、令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、介護の日のイベントは実施しない。

NO 53 事業名	介護教室の実施				
事 業 内 容				担当課:高齢者支援課	
介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施している。 全９回　参加者数１５２人	B	B	参加者増加に向け、広報以外の周知方法を検討する必要がある。	継続して実施する。 令和２年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、全９回中、２回を中止する。

NO 54 事業名	相談体制の充実				
事 業 内 容				担当課:障がい者支援課	
障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	精神障がい者相談支援センターで精神障がい者の日常生活の支援、家族も含めた相談支援、地域交流活動等を実施した。また、障がい者就労・生活支援センターで就労支援のほか、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援等を実施した。	A	B	障がい者の介護等に係る相談支援は、子育て支援や介護支援に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	継続して実施する。
事 業 内 容				担当課:高齢者支援課	
地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	地域包括支援センターを市内３か所に設置し、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応した。 相談件数　６，９０８件	A	A	３センターの相談対応が統一されるよう、指導していく必要がある。	相談対応を継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

基本目標Ⅲ　政策･方針決定過程への男女共同参画の推進

男女が、対等なパートナーとして、政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進めます。

課題1　政策･方針決定過程への男女共同参画の推進

男女が共に対等な立場で、政策･方針等の意思決定過程に参画していくことは、男女共同参画社会を実現する上で最も重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、２０２０年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも　３０％程度になるよう期待するという「２０２０年３０％」の目標の達成を目指し、実効性のある積極的 改善措置（ポジティブ・アクション※）を推進しています。

市においては、引き続き、審議会や委員会等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が市政に反映できるようにしていきます。また、市職員にあっては、研修等を通じて、男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

施策1　あらゆる分野での女性の参画拡大

多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、市職員にあっては、研修等を通じて男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

NO 55 事業名	委員の女性比率の拡大				
事　業　内　容				担当課:企画政策課	
市政に女性の意見や視点を反映させるため、各委員会等における女性委員の比率が３０％以上となるよう、関係部署に働きかける。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	４月１日現在の各種委員会等における女性委員比率を調査した。 女性委員の比率　３５．３％	B	B	目標である３０％は超えているものの、女性委員が全く存在していない委員会等が複数存在している。	「委員会等委員の選任に関する指針」に則り、積極的に女性を任用するよう､全庁に周知する頻度を高める。

NO 56 事業名	女性委員比率の達成度のチェック及び市民への公表				
事　業　内　容				担当課:企画政策課	
達成度のチェックと公表を行う。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	女性委員の比率については、本書にて公表しているほか、東京都のホームページでも確認できる。	A	A	左記のように公表しているものの、庁内における認知度が低い。	「委員会等委員の選任に関する指針」に則り、積極的に女性を任用するよう、全庁に周知する頻度を高める。

NO 57 事業名	男女共同参画に関する職員研修の充実				
事　業　内　容				担当課:職員課	
男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	市町村職員研修所が実施した「男女共同参画研修」に職員を派遣した。	B	B	あきる野市の現状に合わせた独自研修の実施について検討する必要がある。	継続して実施する。

※一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。（内閣府男女共同参画局ホームページより引用）

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 58 事業名	地域防災計画の推進				
事 業 内 容				担当課:地域防災課	
男女共同参画の視点に立った地域防災計画の改定と事業の推進を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	地域防災計画に基づき、各事業の推進を図った。	B	B	引き続き、男女共同参画の視点に立った事業の推進が必要である。	引き続き実施する。

NO 59 事業名	女性地域防災リーダーの拡充				
事 業 内 容				担当課:地域防災課	
防災分野に女性の視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの拡充に努める。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	地域防災力強化に向けた取組を推進するため、地域防災のリーダーとなる人材の育成に取り組んだ。 新規登録者名（95うち女性21名）	B	B	より多くの女性防災リーダーを育成する必要がある。	引き続き実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

基本目標Ⅳ　計画の確実な推進

市民との協働により、男女共同参画社会の実現を目指します。

課題１　推進体制の整備

本計画を実効性のあるものとするため、目標の数値化を図り、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行うとともに、市民との協働を通じ、多様化･複雑化する課題への対応を図ります。

施策１　重点実施･責任部署、目標、実施期限の明確化

男女共同参画プランを着実に推進するため、計画事業の進行管理を行い、その結果を公表します。

NO　60 事業名	男女共同参画推進本部による施策等の総合的な推進				
事　業　内　容				担当課:企画政策課	
男女共同参画推進本部において、施策等について審議し、計画的、総合的な推進を図る。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	ＤＶ被害者支援マニュアル策定に当たり、推進本部において審議を行った。 令和元年度開催回数　１回	A	A	特になし	第５次あきる野男女共同参画プラン策定に当たり、今年度策定本部を開催する予定であったが、コロナウイルス感染症の影響により、策定時期が延伸されることとなったため、第５次プランに関する本部会の開催は先送りとなった。 そのほか、審議が必要な事項が生じた際は適切に本部を開催し、男女共同参画の総合的な推進を図る。

NO　61 事業名	男女共同参画計画の進行管理				
事　業　内　容				担当課:企画政策課	
男女共同参画プランの進捗状況を点検・公表し、計画事業の進行管理を行う。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	平成３０年度の進捗状況を確認し、男女共同参画推進市民会議委員の評価を加え、公表した。	A	A	特になし。	コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和２年度予定であった第５次男女共同参画プランの策定時期を、１年延伸することとした。それに伴い、第４次男女共同参画プランの計画期間を１年延長することとなったため、令和２年度については、計画期間の延長を考慮した上で、進捗状況の評価及び公表を行う。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2　市民との連携･協働体制の充実

市民との協働により、男女共同参画プランを推進します。

NO　62 事業名	男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進				
事　業　内　容				担当課:企画政策課	
男女共同参画プランの進捗状況を評価し、計画の推進方法等について検討を行う。					
令和元年度					令和２年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	
継続	計画の進捗を管理するため､進捗状況報告内容について評価した。その際、各課が男女共同参画の目線に立って事業を評価できるよう、令和元年度調査（平成３０年度実績）における調査票の様式を変更した。	A	A	男女共同参画推進市民会議委員より、事業実績について具体的な表記がなく、評価が難しいとの声があった。	各課が男女共同参画の目線に立ってより具体的に事業を評価できるよう、引き続き、男女共同参画進捗状況の調査を行う。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

５　進捗状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による評価

【　評価方法　】

各課の進捗状況報告について、下記の点を考慮して評価した。

ア　課題解決に対する事業は実施されているか。

イ　担当課の自己評価は適切か。

ウ　課題に即した改善策が次年度計画に立てられているか。

【　評価基準　】

Ａ：施策に対する事業を十分に実施できている。

Ｂ：施策に対する事業はおおむね実施できている。

Ｃ：課題解決に工夫や改善が必要と思われる。

Ｄ：その他、施策の見直し等の必要がある。

基本目標Ⅰ　人権尊重意識の高揚と人権擁護 課　題１　配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進 （推進状況報告書：P21～P26）	
【総合評価】 **B**	【評価理由】 ○ＤＶ被害者支援マニュアルの活用など、引き続き、各事業の推進に取り組んでもらいたい。 ○性被害の可能性を常に視野に入れ、対応していく必要がある。 ○実施内容について、積極的に取り組んでいると思う。 ○課題について、具体的な内容を記載してほしい。 ○事業については概ね実施できている。 ○工夫や改善が必要なのか、効果が現れているのか判断が難しい。 ○担当課によって、具体的に記載されている場合と、「継続して実施する。」という一言のみ場合とで差が生じている。今後、取組意識の向上に期待する。

基本目標Ⅰ　人権尊重意識の高揚と人権擁護 課　題２　男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進 （推進状況報告書：P27～P30）	
【総合評価】 **B**	【評価理由】 ○今後の社会の担い手育成に関わることであるため、ＰＤＣＡサイクルを確実に行ってほしい。 ○課題に対して、実施予定内容が具体的である。 ○コロナウイルス禍において、講座やフォーラムの実施は難しいと思うが、啓発活動の推進に期待したい。 ○市民のニーズにあったイベントを市民に提供することが必要であると思う。そのために、実生活における男女間の不平等を具体的にすることで、市民の求めているポイントを明確化させる必要があるのではないか。 ○集客を伴う事業は開催方法を一考する必要がある。

基本目標Ⅰ　人権尊重意識の高揚と人権擁護 課　題３　生涯を通じた健康支援 （推進状況報告書：P31～P34）	
【総合評価】 **B**	【評価理由】 ○現状とニーズに合わせて実施できている。 ○全体的に、消極的で具体性に欠ける。 ○妊娠出産等における男性（又はパートナー）の協動に、力を入れるべきである。 ○他市と比較すると、取組の進んでいない。 ○高齢者への対応も大切であるが、若年層への対応、意識の高揚についても進めてほしい。 ○感染症対策をとりながら、実施できていると思う。継続して実施してほしい。

基本目標Ⅱ　働きやすい職場づくり 課　題１　職場における女性の活躍推進に関する施策の推進 （推進状況報告書：P35～P40）	
【総合評価】 **B**	【評価理由】 ○事業所等への啓発や周知活動に期待したい。 ○取組が全体的に大枠的であるため評価が難しい。もう少し市として可能なレベルに下げて実施できないか。 ○担当課によって、実施予定内容のボリュームに差がある。 ○実施予定内容について、事業所等任せになっており、自主性に欠ける。 ○市民へのアプローチについては、事業展開を行う上で、最重要項目である。市役所の庁舎１階、公共施設、一般事業所等において、チラシの配布等、分かりやすい周知が必要である。 ○「効果あるのか不明」が多いことが課題である。

基本目標Ⅱ　働きやすい職場づくり 課　題２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 （推進状況報告書：P41～P49）	
【総合評価】 **B**	【評価理由】 ○市民に対する周知が不足している。 ○コロナ禍において、仕事の仕方が変わってきている.。現状を踏まえ、柔軟な啓発活動の推進を期待したい。 ○現状とニーズに合わせて実施できている。 ○新型コロナウイルス感染症による現状を考慮した上で、推進してほしい。 ○子育て支援の周知等について、利用者のニーズやメリットを整理して効果的に行っていく必要がある。 ○「効果あるのか不明」が多いことが課題である。

基本目標Ⅲ　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 課　題１　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 （推進状況報告書：P50～P51）	
【総合評価】 **B**	【評価理由】 ○コロナ禍において、難しい面もあると思うが、引き続き、地道な男女共同参画の推進活動を期待する。 ○課題を踏まえた上で、実施できている。 ○担当課によって意識の差がある。実施予定内容について、不明確な部分があるため、具体的にしてほしい。 ○目標に到達もしくは効果が出ている。

基本目標Ⅳ　計画の確実な推進 課　題１　推進体制の整備 （推進状況報告書：P52～P53）	
【総合評価】 **B**	【評価理由】 ○評価する側は、この報告書のみで評価しなければならないので、数値等、具体的な実績を記載してほしい。 ○男女共同参画からの視点は具体的でよかった。 ○推進に向け、堅実に取り組んでいる。 ○新型コロナウイルス感染症による社会への影響を踏まえ、これまでとは違った実施方法等を検討してみてはどうか。 ○第５次プランの策定の先延ばしと現行のプランの期間が延長されること以外は予定どおりである。

【その他委員からの意見等】

○「どれだけやります」「どれだけやりました」の数値目標を提示して欲しい。具体的な数値がないと、成果の判定が抽象的になってしまう。

○「各種委員会等における女性の参画率」（報告書Ｐ１３）の一覧について、前年度との対比表または数値があると良い。

○新型コロナウイルス感染症の長期化を受け、今後のあり方を見直し、新しい様式を積極的に活用してほしい。

○講座やフォーラム等の啓発活動について、ＺＯＯＭなどのツールを活用し、オンライン形式で行ってみてはどうか。

○相談はオンライン窓口、研修は動画など、事業内容に合わせ、コロナ禍の現状に即した形での実施を検討していく必要がある。

令和３年３月発行

あきる野市企画政策部企画政策課
〒197-0814
あきる野市二宮３５０番地
電話 042(558)1111(代)

再生紙を使用しています